

バンクーバーオリンピックが閉幕しました。今回は日本はメダル 5 つということで健闘したのではないのでしょうか。フィギュアスケートの浅田真央選手の銀メダルを取った後の悔し涙はとても印象的でした。あの高い向上心と、負けないという気持ちの強さは私達、経営者も多いに見習わなければなりませんね。

この書面は、高濱税理士事務所 (有) C & A のニュースレターです。ご縁をいただいた皆さまに、私どもの活動を知っていただくとともに、今まで培ったノウハウと情報が、少しでもお役に立つことができればと配信させていただきました。

よろしかったら、ご一読いただき、ご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

税理士 高濱 三喜夫

医療費控除の対象となるもの、ならないもの

2月16日より個人の確定申告の受付が始まりました。私たちも申告作業の真っ只中で遅くまでの残業が続いております。そこで今回は個人の確定申告に関する事で、質問の多い医療費控除について対象になるもの、ならないものを紹介します。申告の際にお役立てください。(もうお済みの方はあしからず…)

●医療費控除とは

自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が 10 万円(※)を超える場合には、その超える部分の金額(上限 200 万)を所得金額から控除することができます。これを「医療費控除」といいます。

この場合の家族とは、お財布(生活費)が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指しますので、例えばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、その医療費はご自身の医療費控除の対象とはならない点に注意を要します。

●医療費控除の対象になるもの、ならないもの

医療費控除の対象となる医療費とは診療費、薬代、入院費などを指しますが、具体的にどのようなものが対象となるか、よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめましたので、ご参考ください。

支払ったもの 判定

対象となる

- ドラッグストアで購入した風邪薬代●
- おむつ代(寝たきりの場合)●
※証明書類が必要です
- 入院時のシーツクリーニング代、手術着代●
- 差額ベッド代(特別室代)●
※病状によるもの等一定の事由
- 要介護認定者のショートステイ利用料●
※介護保険給付対象に係る自己負担額
- 公共交通機関利用の交通費●
- 健康保険組合から受け取った「出産育児一時金」●
※支払った医療費から差し引きます

対象とならない

- 疲労回復、健康増進のためのサプリメント代●
- 入院中に外泊許可を受けた時の帰宅旅費●
- 車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代●

医療費控除について確定申告をすると税金が安くなりますので、検討してみてください。なお、確定申告をする際には、医療費控除の対象とした医療費に係る領収証等が必要ですのでご注意ください。申告期限は 3 月 15 日です。

(※) 所得金額の 5% 相当額が 10 万円より少ない場合には、10 万円を「所得金額の 5% 相当額」と読み替えます。

気になる情報

最近テレビやラジオのコマーシャルで払いすぎた利息を取り戻すような内容のものをよく見かけたり聞いたりします。私の知人でも利息の過払い分が返還され借金も無くなったという事例もあります。このこと自体は債務者にとって非常にありがたいことであり特に気にしていませんでした。むしろ、法律事務所も CM をするようになったんだなあという違う驚きがあったくらいです。

私が最近気になった情報とは、とあるセミナーに参加した時に、講師の方が話してました、「司法書士や弁護士の間で過払い金の返還請求がはやっていますが、次に来るのは中小企業のサービス残業に対する賃金の未払請求です。実際に関東ではそのような案件が出てきます。今年から来年にかけては社会保険労務士の仕事が多くなるでしょうね。」という内容です。

確かにサービス残業はあってはならないことですし、その労働に対して賃金を支払うのは当たり前のことです。しかし、現状としては特に中小企業においてサービス残業が多いのも事実ではないでしょうか。もし、サービス残業分の賃金を支払われなくなればなくなったら…そう考えると恐ろしくなりました。そのサービス残業に対する賃金の請求は未払賃金の 2 倍くらいまで請

求できるそうですので中小企業にその負担がかかるとすれば経営上非常に大きな影響がありますし、中には支払うことができない企業もあるかもしれません。

未払賃金の支払請求をするには、サービス残業をしていたことの事実を原告側(労働者)が証明しなければなりませんので、難しい場合もあるかと思いますが、まずは企業のリスク対策として就業規則等の見直しや整備が必要になります。もちろんサービス残業をしなくてもいいようなやり方をするのがベストだというのは言うまでもありませんが、一度社会保険労務士の先生に相談されてはいかがでしょうか。当社でも労務士の先生をご紹介しますので、ご用の際にはご連絡ください。



トレンディー情報



企業の技術者や研究者が新たなビジネスのタネになる研究テーマなどを探す際に、インターネットを利用するケースが増えている。ネット上には国内外の科学技術に関する有益な情報サービス(研究者情報や文献情報、特許情報など)が数多く存在し

ている。しかし、専門分野のデータベースサービスなどをよく利用する人でも、自分の専門分野以外の有益な情報は知らないことが少なくない。一方で、専門サービスをあまり使わない人は、科学技術情報を探す時にも、「Google」や「Yahoo!」といったネット上の検索サービスを利用することが多いようだ。

こうした状況のなか、ネット上の科学技術情報の探索手段として注目されているのが、2009年3月30日にJSTが運営を開始した「J-GLOBAL」である。J-GLOBALは、研究者や文献、特許、研究課題など9種類の基本情報を掲載した科学技術情報の総合サイトである。JSTが持つ豊富で信頼性が高いこれらの基本情報を相互につなげるだけでなく、外部のWebサイトとも連携しているため、研究者の情報から関連する文献や特許などの情報を次々に引き出せる。掲載されている研究者情報は、国内の大学・研究所に所属する約20万人に及び、J-GLOBALは研究者の登録者数で日本最大級といえる。

